

## 此花区区政会議の運営状況の公表

令和6年10月1日から令和7年9月30日までの期間（以下「対象期間」という）に係る此花区区政会議の運営状況について、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成25年大阪市条例第53号。以下「条例」という。）第11条第2項及び、区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則（平成25年大阪市規則第146号）。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、次のとおり公表する。

### 規則第5条第1項第1号関係

#### （1）対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間（五十音順）

氏名	委員種別	委員の期間
板井 さくら	此花区青少年指導員連絡協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
井出 佳子	此花区更生保護女性会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
浦野 英男	此花区地域振興会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
太田 安造	此花区身体障害者連合会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
大坪 京子	西島地域活動協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
大原 孝一	此花区商店会連盟推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
小川 文男	公募委員	令和5年10月1日～令和7年9月30日
小畠 藍子	学識経験を有する者その他区長が適当と認める者	令和5年10月1日～令和7年9月30日
角林 佳代子	公募委員	令和5年10月1日～令和7年9月30日
岸 ちず子	此花区子供会育成連合協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
北谷 弘子	公募委員	令和5年10月1日～令和7年9月30日
桐野江 修策	此花防犯協会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
口池 孝志	四貫島地域活動協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
小坂 謙一	高見地域活動協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
小島 登喜子	此花区老人クラブ連合会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
小林 隆夫	公募委員	令和5年10月1日～令和7年9月30日
佐竹 義明	此花地区保護司会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
佐藤 是人	西九条地域活動協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
菅生 綾子	此花区健康づくり推進協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
鈴木 憲次	春日出地域活動協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
陶山 哲也	恩貴島地域活動協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
竹本 民子	学識経験を有する者その他区長が適当と認める者	令和5年10月1日～令和7年9月30日
土屋 清	此花区社会福祉協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
中嶋 和章	学識経験を有する者その他区長が適当と認める者	令和5年10月1日～令和7年9月30日
中村 安津美	大阪市スポーツ推進委員此花区協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
南部 辰三	伝法地域活動協議会推薦	令和6年10月31日～令和7年9月30日
松原 幾代	此花区母と子の共励会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
水谷 敏	島屋地域活動協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
三好 あつ子	此花区民生委員児童委員協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
山田 光雄	梅香地域活動協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
吉田 澄江	此花区食生活改善推進員協議会推薦	令和5年10月1日～令和7年9月30日
和田 洋一	此花区PTA協議会推薦	令和7年6月12日～令和7年9月30日

## 規則第5条第1項第2号、第3号関係

(2) 区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項

### 令和6年度第2回此花区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和6年12月4日	此花区役所 3階講堂ほか	(1) 令和7年度此花区運営方針の取組計画について (案) (2) 令和6年度 此花区運営方針の取組状況について (3) パブリックコメントを受けた此花区の将来ビジョンについて	条例第5条第1項

### 令和7年度第1回此花区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和7年8月6日 午後6時30分～8時30分	此花区役所 3階講堂ほか	(1) 令和6年度 此花区運営方針の実績・評価及び 令和7年度 此花区運営方針の取組状況について (2) 各グループごとの議題	条例第5条第1項

## 規則第5条第1項第4号関係

(3) 条例第9条第1項の規定により区長が講じた措置の内容

該当なし

## 規則第5条第1項第5号関係

(4) 条例第10条第1項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由  
該当なし

## 規則第5条第1項第6号関係

(5) 条例第12条第1項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催日の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項  
該当なし